

長崎市監査公表第 5 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 5 年 2 月 22 日

長崎市監査委員 柴 原 慎 一
同 三 谷 利 博
同 奥 村 修 計
同 林 広 文

1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査（令和 4 年 11 月 25 日付 長崎市監査公表第 12 号）

2 監査の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 27 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	議会事務局	議事調査課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
<p>議会事務局 議事調査課</p>	<p>長崎市議会本会議テレビ中継業務委託は、中継時間の実績に時間単価を乗じて得た額を支払っているが、この中継時間の検査方法については、受注者が作成した業務完了報告書に添付されている請求明細書のみで確認していた。</p> <p>請求明細書に記載された時刻を会議録の時刻と比較したところ、特定の1日において請求明細書に記載された終了時刻に約1時間の差異があったため、その差異について確認したが、どのような業務を行ったのか説明できる記録が存在していなかった。</p> <p>検査事務と履行確認においては、業務完了報告書のみで検査することなく、中継時間を同日中に確認するなど適切な事務処理を行われたい。</p>	<p>本件は、検査時の履行確認が不十分であったことから、新たに中継業務の従事者の業務時間を記録するため、記録簿を作成し、履行日ごとに業務開始時刻及び業務終了時刻を記録するとともに、中継時間以外に打ち合わせやリハーサルを行った場合はその旨も記載し、中継業務の従事者にも確認を取ることとした。検査に際しては、同記録簿と受注者の提出資料及び会議の終了時刻などとの突合により検査を行うよう見直した。</p>